



鳩中だより

川口市立鳩ヶ谷中学校

〒334-0002 川口市鳩ヶ谷本町4-8-5

TEL: 048-281-1010

FAX: 048-282-6631

H. P. <https://hatogaya-j-kawaguchi-saitama.edumap.jp>

学校教育目標：志高く！主体的に学ぶ生徒の育成(知)心豊かな生徒の育成(徳)心身が健康な生徒の育成(体)

生徒数 1年生201名 2年生157名 3年生173名 合計531名

令和4年12月1日発行：12月号

鳩の子らに 自助と共助の 羽育つ

校長 瀧沢靖雄

◇防災教育は青少年の健全育成！

鳩ヶ谷中学校の生徒の皆さんに、是非とも心に留めておいてもらいたいことがあります。本校が、「何故、防災教育に取り組んだのか。」ということについてです。鳩中は、しばらく前から地域貢献活動と防災教育の2点について、特別活動や総合的な学習の時間で取り組んできた学校です。それを、3年前から防災教育に一本化して研究した理由、それは、「防災に取り組むことが、地域貢献と健全育成の両方につながるのだ！」という地域の方々からの熱いお言葉とご協力があったからなのです。



防災教育で学んだ「自助」と「共助」という視点を、是非とも家族の人と共有してほしいと思います。人は、毎日の生活の中で、いざ！というときのために備える心構えや準備ができているようで、そうでないことが意外と多いものです。かくいう私にも、十分な備えができているとは言えないことが数多くありました。「防災」を皆さんと学ぼうちに、少しずつではありますが、「備え」が本当に大切なことであることがわかってきたというのが事実です。

例えば、大きな地震が起きた時には、まず、建物の内外に潜む危険物に、自分や家族の体を押しつぶされることがないように、配置の工夫や転倒防止を施すこと。次に、必ず起きる余震に備えて身を守ること。そして、用意しておいた防災用グッズの再点検をして、必要な物を取り出せるようにすること、などです。私が、地域の方々に背中を押されて、鳩ヶ谷中学校で防災教育に取り組もうという決断をした理由、その背景には、2つの忘れられない出来事があります。1つは、令和元年度に発生した台風19号で、本校体育館が実際に避難所となったこと。



もう1つは、旧大川小学校で次女を亡くされた佐藤敏郎先生（元女川中学校教諭）の次の言葉です。「命を救うための時間・情報・手段が揃っていたとしても、それは、条件のすべてとにならない。命を救うために必要なのは、それらの条件を如何に判断と行動につなげるかなのだ！」

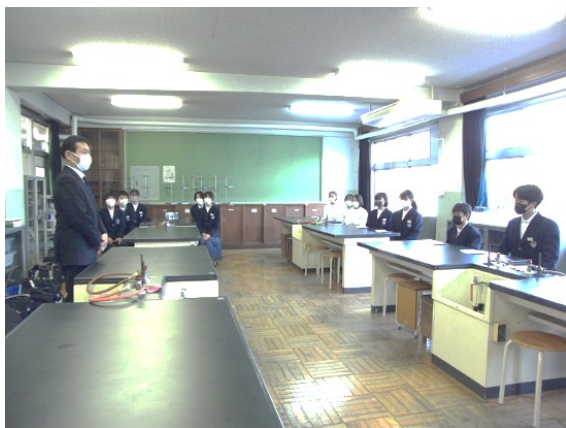
去る、11月8日の研究発表会では、本校の取組の成果が示されました。「災害発生時に危険となる場所を、普段の生活の中で意識している。」という皆さんの自助の意識は、研究の推進により**55%から66%に上昇**しました。「災害時において、自分の判断で危険を回避し、安全な場所に避難することができると思う。」という自助の技能も**74%から83%に上昇**したのです。「避難所等において共助ができるよう、日々の生活から周りに目を向けて行動する。」という共助の意識は、**57%から61%に上昇**しました。「避難所等において、自治会や地域の人と協力して活動することができる。」という共助の技能も、**56%から67%に上がり**ました。

ところで、これらの成果をより一層「地域貢献と健全育成」につなげるには、もうひと頑張りが必要です。これから実施される地域合同防災訓練に生かすことと、何より、鳩中生の皆さんが、防災の学びを大切な家族に繰り返し伝えてくれることを願っています。

12月の予定					
1	木	実力テスト3年 PTA環境美化活動（落葉掃き）15時	17	土	学力アップ教室3年
2	金	みのりこども園体験3年 PTA環境美化活動（落葉掃き）予備日	18	日	
3	土	学力アップ教室3年	19	月	スクールゾーン立哨指導
4	日		20	火	期末特別日課
5	月	みのりこども園体験③ スクールゾーン立哨指導	21	水	期末特別日課 給食最終日
6	火	みのりこども園体験3年	22	木	大掃除 学年集会
7	水	合同作品展6組（～12/11） みのりこども園体験3年	23	金	終業式 スクールゾーン立哨指導 ふれあいデー
8	木	校外学習1年	24	土	
9	金	みのりこども園体験3年 はーとふるネットワーク会	25	日	
10	土	学力アップ教室3年	26	月	学力アップ教室3年
11	日		27	火	学力アップ教室3年
12	月	スクールゾーン立哨指導	28	水	
13	火	期末特別日課 中央委員会	29	木	閉庁日
14	水	期末特別日課 専門委員会 薬物乱用防止教室5限	30	金	閉庁日
15	木	期末特別日課	31	土	閉庁日
16	金	期末特別日課 授業参観5限 生徒集会			
1/10（火）始業式、1/11（水）発育測定、1/12（木）第3回校長会テスト3年、1/18（水）専門委員会、 1/24（火）新入生保護者会					

生徒会・各専門委員会委員長等

11月11日（金）に辞令交付式が行われ、校長先生より生徒会本部役員及び各専門委員長に辞令が渡されました。生徒会本部役員、各専門委員長、副委員長の皆さん、よろしくお願いします。



新人戦県大会の結果 10/31（月）11/2（水）

男子卓球（個人）、男子卓球（団体）、男子テニス（個人戦）が行われました。結果は以下の通りです。運動部が残す公式戦は6月から開催の大会になります。各部の今後の健闘と活躍を期待しています。

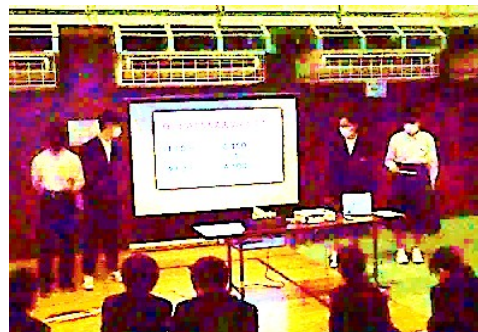
10/31（月）男子卓球（団体） VS 宮原中 敗戦

11/2（水）男子卓球（個人） T.Y 3回戦敗退

11/2（水）男子テニス（個人戦） Zさん、Mさん 0－4 桶川中 1回戦敗退

防災教育 研究発表会 11/8（火）

本校は、川口市教育委員会の委嘱を受けて「防災教育」の研究を行ってまいりました。その研究発表会を11/8（火）に実施し、1年・2年・3年・6組の各学級において研究授業を行うと共に、研究発表を行いました。2/4（土）には「地域合同防災訓練」も予定されています。自らを守る「自助」の力と共に、共に助け合う「共助」の力を育んで参ります。



3年生の防災グッズの発表

桜町小学校児童 中学校体験実施 11/25（金）

令和5年度の新入生が中学校入学時に感じる不安感の軽減と、目標を持って中学校に入学できるようにするために桜町小学校児童を対象として、中学校体験を実施しました。授業では、元気いっぱいに発言する姿が見られました。2月には鳩ヶ谷小学校の児童を対象とした中学校体験を実施する予定をしております。



6年1組 国語の授業



6年2組 国語の授業



部活動見学の様子

学割申請の連絡

冬季休業中に帰省等の旅行を計画されているご家庭もあるかと思います。そこで、冬季休業中の学割申請についてご連絡いたします。申請は12/20（火）締切です。学割は、保護者様に「学割証交付願」をご記入いただいた上で、申請を受け付けております。必要な場合はお子様を通じて、早めの「学割証交付願」の受け取り・提出にご協力をお願いします。

ネットトラブル注意報 埼玉県教育委員会より

SNSなど、匿名でも書き込みができるサービスの利用が広まるにつれ、インターネット上に誹謗中傷を書き込まれる被害も増加しています。そうした問題に対処するために「プロバイダ責任制限法」という法律が改正され、令和4年10月1日より施行されました。（右面に参考資料を掲載）

LINE、Twitter、Instagram、YouTube、TikTokなど多様なSNSツールがあります。被害者にならないようにすることはもちろん、加害者にならないためにも「情報モラル」について各家庭で話題にいただき、ご家庭での約束事を確認する機会としてください。

誹謗中傷の投稿者を特定しやすくなりました

埼玉県教育委員会

SNSなど、匿名でも書き込みができるサービスの利用が広まるにつれ、インターネット上に誹謗中傷を書き込まれる被害も増加しています。そうした問題に対処するために「プロバイダ責任制限法」という法律が改正され、令和4年10月1日より施行されました。

加害者の個人情報を教えてもらうための手続きが簡単に

インターネット上に誹謗中傷を書き込む人の多くは、匿名だから自分の書き込みだとばれないだろうと考えているようです。しかし実際は、インターネット上のすべての書き込みは記録されています。

誹謗中傷を書かれた被害者がプロバイダやサイトの運営者に対して、書き込んだ人の記録（個人情報）を教えるよう要求できる権利などを定めたものが「プロバイダ責任制限法」という法律です。被害者は裁判手続きを行って加害者の個人情報を教えてもらうことができます。（権利が侵害されたことがあきらかでない、などの利用で教えてもらえないケースもあります）



ではなぜその法律が改正されたのかというと、今までの法律では被害者が加害者の個人情報を知りたいと思っても、複数回の裁判手続きをとる必要があり、時間や費用がかかって被害者に大きな負担となっていました。そんな問題点を解決するために法律を改正し、加害者の個人情報の開示の要求が裁判所への1回の手続きだけで行えるようになったのです。

ポイント

「プロバイダ責任制限法」が改正されたことで、誹謗中傷の被害者が加害者の個人情報の開示を要求するための手続きが簡単になり、時間やお金など、被害者にかかる負担が軽くなりました。そのため、今後は加害者の個人情報の開示を要求する被害者が増えるかもしれません。

未成年者でも当然、責任は問われます

インターネット上に誹謗中傷を書き込むと、罪に問われたり、被害者から損害賠償を請求されたりする可能性があります。それは書き込みをした人が未成年者であっても同様です。もし賠償金の支払いを命じられたら、本人にかわって保護者が支払わなくてはいけなくなります。



例えば冗談であっても、インターネット上に他人の悪口を書いてはいけません。もし自分の悪口が書き込まれた場合は、証拠としてその書き込みの画面を画像で保存し、すぐに保護者に相談してください。

※本資料は、埼玉県教育委員会の委託により、ポルトゥウィン株式会社が作成したものです。

